

令和8年度学校いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したものや暴力行為に及ぶものなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。

本校では、『笑顔があふれ、生き生きと活動する生徒の育成』を学校経営方針の中心とし、学力の定着・向上を図るとともに、協力する気持ち・思いやりの心・忍耐力・向上心などの情操を高め、健康な身体を育てていきたいと考えている。

この方針のもと、本校では、『一人一人の生徒が安心して豊かな生活を送ることができるよう、家庭をはじめ地域や関係機関等と連携を図りながら、生徒と教職員、生徒同士の心の結びつきを基調とした指導を進める。また、①基本的な生活習慣の確立と自立心の育成を目指した指導の充実、②心の結びつきを基調とした学級・学年経営の充実、③特別支援教育の視点を生かした生徒理解・生徒指導の推進を重点項目にあげて取り組んでいる。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制と早期発見のポイント

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制やポイントを次のとおりとする。（別紙1・3・4）

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合、解決に向けた組織的な取組を次のとおりとする。（別紙2）

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信をもたせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・学級での活動における望ましい人間関係づくりの推進
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・悩み調査、教育相談の定期的実施

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・各教科等でのモラル教育の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

5 いじめの早期発見

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじている生徒のサイン（別紙3）

(3) 教室・家庭でのサイン（別紙4）

(4) 定期的調査の実施

- ・悩み調査を毎月実施

(5) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

② いじている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③ 保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解のみを急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

(5) 解消の判断

いじめの解消は、いじめを受けた生徒からの聞き取りにより、以下の2つの要件を満たし

ている場合とする。

- ① いじめに係る行為が3ヶ月以上、止んでいること
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

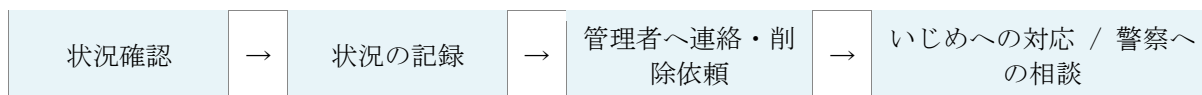
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発
 - ・フィルタリング・保護者の見守り
- ② 情報教育の充実
 - ・各教科等での情報モラル教育の充実
- ③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え・閲覧者からの情報
- ② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、八戸市教育委員会に報告するとともに、八戸市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

- ・平成28年度制定
- ・平成30年度改定

【別紙1】 日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管理職

・学校いじめ防止基本方針 ・いじめを許さない姿勢 ・風通しのよい職場 ・保護者・地域等との連携

いじめ防止委員会

・学校いじめ防止基本方針作成・見直し ・年間指導計画の作成 ・校内研修会の企画・立案
・調査結果、報告等の情報の整理・分析 ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断 ・要配慮生徒への支援方針

未然防止

- ◇学業指導の充実
 - ・学びに向かう集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業づくり
- ◇特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・ボランティア活動の充実
- ◇教育相談の充実（面談の定期開催）
- ◇人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚 ・講演会等の開催
- ◇情報教育の充実
- ◇保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開の実施

早期発見

- ◇情報の収集
 - ・教員の観察による気付き
 - ・養護教諭からの情報
 - ・相談・訴え（生徒・保護者・地域等）
 - ・アンケートの実施（毎月）
 - ・各種調査の実施
 - ・面談の定期開催（生徒・保護者等）
- ◇相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置・周知
- ◇情報の共有
 - ・報告経路の明示、報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引継ぎ

【別紙2】 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

いじめ認知 【重大事態を含む】

生徒指導主事 → 教頭 → 校長 ※事実を時系列で記録に残す

いじめ対策委員会

- ◇構成員：校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、特別支援教育担当、養護教諭、スクールカウンセラー、関係教諭、その他
- ◇いじめ認知報告
- ◇調査方針・方法等の決定（目的、優先順位、担当者・期日等）

連携先

- ・保護者
- ・地域・民生委員
- ・青少協・地学連協

指導・支援の流れ

- ◇指導方針の決定、指導体制の確立
 - ☆指導、支援の対象と具体的な手立て
 - ・特定（被害生徒・保護者、加害生徒・保護者）※懲戒
 - ・一部（観衆、傍観者）
 - ・全体（全校、学年、クラス）
 - ↓ いじめ解決への指導、支援
 - ↓ 継続指導、経過観察

- ◇事態収束の判断
 - ☆被害生徒がいじめの解消を自覚し、関係生徒の関係が良好となっている。

関係機関

- ・教育委員会
- ・警察
- ・福祉関係
- ・医療関係

【重大事態】
市教育委員会へ報告

【別紙3】

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の短学活	<ul style="list-style-type: none">・遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。・教員と視線が合わず、うつむいている。・体調不良を訴える。・提出物を忘れたり、期限に遅れる。・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<ul style="list-style-type: none">・保健室・トイレに行くようになる。・教材等の忘れ物が目立つ。・机周りが散乱している。・決められた座席と異なる席に着いている。・教科書・ノートに汚れがある。・突然個人名が出される。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none">・弁当にいたづらをされる。・昼食を教室の自分の席で食べない。・用のない場所にいることが多い。・ふざけ合っているが表情がさえない。・衣服が汚れていたりしている。・一人で清掃している。
放課後等	<ul style="list-style-type: none">・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。・持ち物がなくなったり、持ち物にいたづらされたりする。・一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<ul style="list-style-type: none">・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。・教員が近づくと、不自然に分散したりする。・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

【別紙4】

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サイン

- ・嫌なあだ名が聞こえる。
- ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。
- ・筆記用具等の貸し借りが多い。
- ・壁等にいたずら、落書きがある。
- ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン

- ・学校や友人のことを話さなくなる。
 - ・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。
 - ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
 - ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
 - ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
 - ・不審な電話やメールがあったりする。
 - ・遊ぶ友達が急に変わる。
 - ・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- ・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
 - ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
 - ・登校時刻になると体調不良を訴える。
 - ・食欲不振・不眠を訴える。
- ・学習時間が減る。
 - ・成績が下がる。
- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
 - ・自転車がよくパンクする。
 - ・家庭の品物、金銭がなくなる。
 - ・大きな額の金銭を欲しがる。